

(平成24年12月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和40年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月28日から同年3月1日まで

A株式会社の勤務期間のうち、B営業所からC本社に転勤した昭和40年2月28日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険加入記録が無い。37年3月に入社後は、他社への勤務等も無く、平成6年4月の会社倒産まで継続して勤務しており、調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る雇用保険の記録及び複数の同僚の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和40年3月1日に同社B営業所から同社C本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B営業所に係る昭和40年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に倒産し、当時の事業主も亡くなっており、申立てに係る事実は確認できないが、事業主が資格喪失日を昭和40年3月1日と届け出

たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月21日から同年6月1日まで  
昭和36年4月にA株式会社に入社し、37年5月31日まで勤務し、翌日の同年6月1日にB工場へ現場担当者として転勤し、会社が倒産するまで勤務した。しかし、厚生年金保険の記録では申立期間が空白になっている。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び当該同僚に係る厚生年金保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間もA株式会社に継続して勤務し（昭和37年6月1日にA株式会社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和37年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社において、昭和37年5月21日に資格を喪失し、同年6月1日に同社B工場で資格を再取得している同僚が多数みられることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険

事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 6 月 1 日から 63 年 3 月 1 日まで  
② 平成 2 年 12 月 1 日から 9 年 11 月 30 日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②について、標準報酬月額が実際の報酬月額よりも低く記録されていることが分かった。いずれの事業所においても報酬月額が25万円から30万円程度であったので、申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の元事業主に照会したところ、申立期間①当時の賃金台帳等の資料は残されておらず、当時はC組合に社会保険事務を委託していたため、当時の社会保険に係る届出内容、厚生年金保険料の控除額等について不明である旨を回答していることから、申立期間①に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、上記C組合に照会を行ったところ、同組合がA社から委託を受けて事務の一部を行っていた記録はあるものの、「申立期間①当時の資料が保管されていないため、当該委託を受けていた業務の内容や時期については不明である。」と回答していることから、申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

さらに、A社の複数の元同僚に照会を行ったが、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できる具体的な資料及び供述を得ることはで

きない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、オンライン記録とも一致している上、遡って標準報酬月額が訂正されるなど、不自然な事務処理が行われた形跡も見当たらない。

申立期間②について、B社は平成9年11月30日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立人の申立期間②に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、B社から業務委託を受けて事務の一部を行っていたC組合は、申立期間②当時の賃金台帳等の資料が保管されておらず、業務の受託内容や、申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額については不明である旨を回答している。

さらに、B社における元同僚に照会を行ったが、申立人の給与からの厚生年金保険料控除額が確認できる具体的な資料及び供述を得ることはできない。

加えて、B社に係るオンライン記録において、遡って標準報酬月額が訂正されるなど、不自然な事務処理が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 27 日から同年 10 月 1 日まで  
昭和 50 年 4 月から 51 年 4 月まで、株式会社AのB店に継続して勤務したが、オンライン記録では、申立期間について厚生年金保険に未加入となっているのは納得いかないので厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険加入記録及び申立人が名前を記憶している同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間において株式会社AのB店に、パート従業員として継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、株式会社Aの事業を承継した株式会社Cは、「当時の資料が無いため、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等は全て不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

さらに、株式会社AのB店にパートとして勤務していた複数の同僚も、申立人の資格喪失日の前日の昭和 50 年 8 月 26 日に資格喪失しているが、いずれの同僚も、本人が記憶している勤務期間よりも厚生年金保険の加入期間の方が短い旨を供述している。

加えて、申立人の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、資格喪失日は昭和 50 年 8 月 27 日、また、備考欄には、「証返納

50.9.1」 と記載されており、申立人が、同年 9 月 1 日に健康保険証を返納したことがうかがえる上、同年 10 月 1 日に異なる健康保険整理番号で再度資格取得しており、当該資格喪失日及び資格取得日はオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 2 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 7 月 10 日から 19 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 20 年 10 月 11 日から 21 年 4 月 1 日まで  
昭和 18 年 7 月に A 株式会社に入社し、45 年 4 月に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の未加入期間となっている。調査の上、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、元同僚の回答及び A 株式会社の人事記録から、申立人が申立期間①において、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 株式会社は、上記の人事記録から、申立期間①当時申立人が就いていた職種は事務職であったと思われる旨回答していることから、申立人が申立期間①において、労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）の適用対象となる筋肉労働者として勤務していたとは考え難い。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者番号払出簿及び A 株式会社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、資格取得日が昭和 19 年 6 月 1 日と記載されているとともに、「○改」の押印が確認できるところ、この押印は、同年 6 月 1 日の厚生年金保険法（昭和 19 年法律第 21 号）の施行により被保険者の適用範囲が拡大されたことによって

同年6月1日から同年10月1日までの適用準備期間に新たに被保険者となったことを示すものであり、当該期間については厚生年金保険の被保険者期間に算入しない期間とされている。

このほか、申立人の申立期間①における申立てに係る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、元同僚の回答及び上記の人事記録から、申立人が昭和20年10月1日にA株式会社B工場から同社本社に異動し、申立期間②において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A株式会社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは、昭和21年4月1日となっており、それ以前の申立期間②において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、A株式会社は、上記の人事記録のほかに資料を保管しておらず、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立期間②においてA株式会社に勤務していたことが確認できる元同僚に照会しても、申立人の申立期間②における厚生年金保険料控除について確認するための供述及び関連資料を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。